

社外取締役義務化へ

識者

評論



神奈川大学法学部教授

蒨田 英人

企業統治改革の柱に

は親子上場という日本特有の構造が親会社の利益を優先し子会社の少数株主の利益を損なっているという海外の懸念がある。日産自動車もようやく、取締役の過半数を社外取締役にし、会長職を廃止し、取締役会議長に社外取締役をあてる方向へ動きだした。現行の監査役設置会

身がいまだ十分に理解していない例が多くみられる。会社の経営に最も精通しているのは社内の業務執行者である経営陣であり、会社の業績を上げるのは社外取締役ではなく経営陣の役割である。社外取締役は、経営陣に対して、企業価値を向上させる経営をしているか、リスクを

とし社長などの経営者と分離することを視野に入れた、社外取締役を中心とする取締役改革を推進する必要がある。今後は、独立性を有する社外取締役をどう選任するかが焦点となろう。社長を中心とした取締役会が選任する従来のやり方では、会社にとって都合のいい

し個別契約するのではなく、第三者機関と契約し報酬も第三者機関に支払い、社外取締役は第三者機関から報酬を受け取る制度とするのである。どの会社の社外取締役となるかは、第三者機関が割り当てる。この場合、日弁連等の協力が必要となるであろう。こういった制度であれば社外取締役の独立性が担保されるところである。

加えて会社が社内情報を社外取締役に対して分け隔てなく提供し、明確に説明できるかどうか、社外取締役制度が機能するかどうかの分かれ目となる。重要な社内情報の社外取締役への提供義務化も求めたい。

ことし2月14日の法制審議会総会で、上場会社の社外取締役義務化を規定した「会社法(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」が採択され、改正会社法の要綱として法務大臣に答申されることになった。通常国会での改正案の提出は見送られたが、秋の臨時国会には提出される見込みである。

また、政府の未来投資会議では、上場会社の取締役会の過半または3分の1を、親会社から独立した社外取締役とするよう提案された。同会議は、「上場会社」のコーポレートガバナンス(企業統治)を強化するルールをとりまとめ、成長戦略に盛り込む方針である。背景に

社から社外取締役を活用する指名委員会等設置会社への移行を取締役会で決議。6月25日の定時株主総会で定款変更の承認を経て移行する。ただし社外取締役が経営の透明性を高め、経営の健全化を進めることができるのか注視する必要がある。

このように社外取締役の登用は社会の趨勢になっているとはいえ、その役割を社外取締役自身が無用に回していないか、合理的で適切な経営かなどを監視・監督するのが役割だ。

社外取締役の充実こそが企業統治改革の大きな柱である。わが国の企業統治強化の中で社外取締役の存在意義が格段に高まっているのだ。法定または任意の指名委員会や報酬委員会の委員長を社外取締役とすることや、取締役会議長を社外取締役に

よしだ・ひでと 筑波大学大学院修了。専門分野は会社法・税法・信託法。近著に「合同会社法の法制度と税制(第三版)」(基本がわかる会社法)「信託の法制度と税制」など。